

日介支専協第3-0199号

令和3年8月24日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会長 柴口 里則
[公印省略]

会費未納者への会員サービスの利用制限 (フィルタリング) について (ご連絡)

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、当協会では「令和2年度」もしくは「令和3年度」の会費納入者に会員サービス（メールマガジンの配信や会員専用サイトの閲覧等）を提供しています。

当協会の会費納入規約において、会費の納付期限は毎年6月末と定めています。健全な組織運営および期限内に会費を納入された会員と未納の会員との公平性の観点から、令和3年度会費未納者への会員サービスについて、別紙のとおり一時利用制限をいたします。

令和3年度会費の納入時期等についてご要望がございましたら、当協会事務局までご連絡いただきたくお願い申し上げます。

敬具

一般社団法人 日本介護支援専門員協会
事務局長 山田剛
事務局 木村能子 担当：吉田洋子・池田栄美・高木涼子
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地
金子ビル2階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail:soumuka@jcma.or.jp

会費未納者への会員サービスの利用制限（フィルタリング）について

1. 会員サービスの制限内容

- ・メールマガジンの配信停止
- ・会員専用サイトの閲覧停止
- ・J CMAだより（広報紙）の送付停止
- ・協会が実施する各種調査対象の除外
- ・研修会、書籍販売の会員価格適用の除外 など

2. 対象者：令和3年度会費未納者

※令和3年10月1日（金）以降、都道府県支部より当協会へ名簿及び会費をお納めいただいた会員の皆様には順次、会員サービスを再開します。

3. 会員サービス利用制限実施日：令和3年10月1日（金）

4. その他

- ①会員サービスの利用制限が発生した会員から貴支部宛てに問合せが入った場合、支部にて会費の納入状況を確認の上、当協会宛てにご照会いただくよう会員にご案内ください。
- ②令和3年度会費の納入時期等についてご要望がありましたら、当協会事務局までご連絡ください。
- ③会員には当協会ホームページおよびメールマガジン等で事前に案内・告知します。

当協会宛てに**令和3年9月17日（金）まで**にお納めいただいた会費・名簿については、会員サービスが途絶えることなく提供できるよう対応いたします。

現在、貴支部にてお預かりいただいている会費につきましては名簿とともに早急に納入いただきたくお願い申し上げます。

以上